

徳島県告示第百三十三号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定に基づき、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認める道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）第五条第一項の規定により公示する。

令和五年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定する道路の路線名及び区間

道路種別	整理番号	路線名	区 間
一般県道	191	富岡港南島	阿南市辰巳町三二〇番九地先から 同 住吉町東畷三二四番地先まで 阿南市辰巳町二四七番二地先から 同 住吉町東畷三二四番地先まで 阿南市辰巳町一番三地先から 同 二四七番二地先まで

二 指定する期日

令和五年四月一日